

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

八年一月七日

大坂鎮臺會計書記等所用廿一ハル渡方ヲ定ム

大坂鎮臺ヨリ本省ニ伺

會計書記並首病人共廿一ハル携帶致度旨ノ以テ御  
渡方之儀別紙之通願出以是日所之品ニハ無之様相  
考詰聞何分之御指揮被下度假尤御許容相成假ハ  
別紙負數之外為豫備十振程都合三十振餘御渡被下  
度此段相伺候也  
指令 一月十八日

伺之趣武庫司ヨリ可送致候事

衆切 同 録

二六  
支  
類  
集

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

八年一月十五日

各軍管派出監督課事務取扱方ヲ定ム

第五句、達 陸軍省

今般各軍管派出監督課事務取扱之儀、鎮臺ノ本據ト

爲レ時々其管下管所等へ廻廻可致此旨相達候事

但本據滞在中ハ日當不賜候事 衆規例般

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

八  
支  
類  
集  
明治八年